多摩地域福祉有償運送運営協議会 (令和7年度 第1回)

会 議 録

会 議 名	令和7年度第1回多摩地域福祉有償運送運営協議会
日 時	令和7年8月13日(水) 午後2時~午後4時30分
場所	東京自治会館 大会議室
確 委 員	田渕、中村、谷口、金井、後藤、関口、町田、高橋、堀田、喜舎場(小林委員の代理出席)、野村、山田、福島
者 事務局	羽村市(あきる野市・瑞穂町は委員に同席)
欠席委員	尾崎
次 第	1 開会 2 委員紹介及び挨拶 3 議題 (1)運営協議会会長の互選及び副会長の指名について (2)運営協議会に協議申請された事項の審査について (3)自家用有償旅客運送の制度改正について【東京運輸支局】 4 その他
公開・非公開の別	公開
傍聴人の数	5名
資料	事前送付資料 ○ 更新登録申請団体申請書類 (3団体・3件分) ○ 変更申請団体申請書類 (4団体・4件分) ○ 新規登録申請団体要件確認表 (1団体・1件分) (1) 次第 (2) 令和7年度第1回運営協議会協議予定団体一覧 (3)【資料1】多摩地域福祉有償運送運営協議会委員名簿 (4)【資料2】79条登録団体等一覧表 (5)【資料3】登録団体におけるヒヤリハット等事例一覧表 (6)【資料4】需給状況等一覧(8市分) (7)【資料5】事前質問及び回答 (8) 多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱 (9) 自家用有償旅客運送の制度改正について【東京運輸支局】

(開 会)

【事務局】 皆さんこんにちは。定刻前ではございますが、本日御出席いただく皆様、お そろいでございますので始めさせていただきます。

ただいまより令和7年度第1回多摩地域福祉有償運送運営協議会を開催いたします。今年度、運営協議会事務局を務めさせていただきます羽村市でございます。私は羽村市高齢福祉介護課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ御出席をいただきまして誠にありがとう ございます。会議の進行については事前に配付をしております次第に沿いまして進行いた しますので、よろしくお願いいたします。

早速ですが、資料の確認、会議運営上の確認事項について事務局より説明させていただきます。

まず初めに事務局より会議の成立について御報告いたします。本日の出席委員は13名であり、設置要綱第7条第1項に定める定足数を満たしております。

続きまして、本日の資料について御説明いたします。まず、各団体から提出されました 協議申請資料、続いて次第、次に、令和7年度第1回運営協議会協議予定団体一覧、次に、

【資料1】多摩地域福祉有償運送運営協議会委員名簿、【資料2】79条登録団体等一覧表、

【資料3】登録団体におけるヒヤリハット等事例一覧表、【資料4】需給状況等一覧(8市分)、【資料5】事前質問及び回答。続いて、多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱、自家用有償旅客運送の制度について。こちらは運輸支局様からの資料となります。最後に、本日机上に置いてございます運営協議会に協議してほしい事項を、別紙1枚追加で資料のほうを配付させていただいてございます。過不足等がございましたら事務局のほうまでお申し出いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(挙手する者なし)

【事務局】 ありがとうございます。

続きまして、会議を開催するに当たりまして、運営上の留意事項について御説明いたします。

本会議は設置要綱第10条の規定によりまして、運営協議会は原則公開となってございます。公開用の会議録を作成いたします。机上のレコーダーで皆様の発言を録音いたしておりますので、御留意いただければと思います。また、発言される方におかれましては、恐れ入りますが、氏名を述べていただいてからお話をしていただきますようお願いいたします。

次に、机上のマイクの操作方法について御案内をさせていただきます。手前のボタンを押していただきますと赤いランプが点灯いたします。マイクが通じている形となりますので、そちらのボタンをもう一度押していただきますと、ランプが消えましてマイクが切れるという仕組みとなってございます。

なお、公開用の会議録につきましては、昨年度同様、発言者の名前を会長、副会長、 委員、事務局と表示いたします。

最後に、会議を傍聴される方に御連絡いたします。本会議の録音、撮影は御遠慮してい ただきますよう、よろしくお願いいたします。

(委員紹介及び挨拶)

【事務局】 それでは、次第の2、委員紹介及び挨拶についてに進みます。

今年度は委員の改選期でございます。本日お集まりの委員の皆様には、既に事務局より委員の委嘱をさせていただいてございます。また、設置要綱第8条第3項によりまして、会長の任期は、委員としての任期終了後も後任の会長が選任されるまで延長するものとされてございます。こちらに従いまして、まず会長より自己紹介をお願いいたしまして、次に、【資料1】運営協議会委員の名簿の上から順番に自己紹介をしていただけたらと存じます。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

【会長】 会長と申します。よろしくお願いいたします。

約20年ほど前、神奈川県庁の福祉の担当をやっておりましたときに、ちょうど福祉有償 運送の話が特区で始まりまして、それ以来のお付き合いをさせていただいております。よ ろしくお願いいたします。

【事務局】 続きまして、委員、よろしくお願いいたします。

【委員】 委員と申します。私どものセンターも設立から二十数年たって、福祉有償運送をやらせていただいています。今期もよろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございました。

次の委員におかれましては、本日御欠席と伺ってございます。

次に、委員、お願いいたします。

【委員】 委員と申します。ボランティア代表です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

続きまして、委員、よろしくお願いいたします。

【委員】 委員でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 続きまして、委員、お願いいたします。

【委員】 こんにちは。委員です。福祉有償運送は地域公共交通と福祉の視点が交錯する、 非常に重要な場所であると思っています。尽力したいと思います。よろしくお願いします。

【事務局】 ありがとうございます。

続きまして、委員、よろしくお願いいたします。

【委員】 私は委員と申しまして、今回初めて参加をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

私は、ここにちょっと書いてありますが、ちょうど22年ぐらい前になりますが、国土交 通省の自動車局旅客課長というものを1年ぐらいやっておりまして、そのときに、たまた まこの福祉有償運送の制度のできたときでございまして、ちょうどその設計に関わったものでございます。先ほど会長からもお話がございましたが、この制度は会長が神奈川県庁で非常に獅子奮迅の活躍をされて、まさにこの多摩もそうなんですが、市町村単位では小さ過ぎる、ある程度ブロック単位で、こういったもので進めたほうがいいということを主導されて、神奈川県がまず第一に率先してこの制度をつくられたという経緯がございまして、会長の下でこの会に参加させていただくのは非常に感慨深いものがございます。

今お話がございましたが、これは交通と福祉の接点で非常に重要な分野でございまして、この制度ができてから22年たちますが、まだ十分に進んでいないというか、むしろ撤退されている方も多いということで、今後、交通空白の問題というのは、本当にこの国の最大の問題だと私は思っておりますので、ぜひ、こういった制度をより改善していって進めていただければ大変ありがたいと思っています。

私自身は東久留米にずっと住んでおりましたので、多摩地区にも非常に御縁がございま して、お世話になっておりますので、この会に参加させていただいたことを大変ありがた く思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

続きまして、委員でございます。

【委員】 委員と申します。西東京市で事業をしております。西東京市は特区申請をして、市役所と一緒に特区申請を取り組んだのをいまだに覚えております。私は事業者団体代表として、全国ハイヤー・タクシー連合のケア輸送の副委員長、あと、東京のケア輸送委員会の委員長を務めておりまして、もう委員長もこれで11年目です。前委員長は結構有名な方でした。また、さっき委員がおっしゃったように、NPOができてからタクシー業界とともに高齢化の波にもまれて、運転する人がいなくなり大変ということがありまして、前の運営協議会では、いかにその担い手を募集するかということで、そこで市役所の広報に載せていただくとか、提案しました。やはりこれは、重要なファンクションだと思っておりますので、そのような提案もできたらいいなと思っております。よろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

続きまして、委員でございます。

【委員】 委員と申します。三多摩エリアにおきましては約400台ほど保有しているタクシー会社でございます。その事業者代表として本日参加させていただいております。よろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

続きまして、委員でございます。

【委員】 委員と申します。京王自動車労働組合で副執行委員長を仰せつかっております。 多摩地区、都内地区、14支部ありまして、そちらのほうで組合活動をしております。 またいろいろと御意見等を参考にしていきたいので、よろしくお願いいたします。 【事務局】 ありがとうございます。

続きまして、委員でございます。

【東京運輸支局】 東京運輸支局輸送担当です。本日は委員の代理で参りました。この協議会においては、特に団体さんにおかれましては、こちらに申請いただくときの審査の担当をさせていただくことになりますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

続きまして、委員でございます。

【委員】 羽村市福祉健康部長と申します。私は市町村代表ということで、今年代表を務めさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

続きまして、委員でございます。

【委員】 あきる野市健康福祉部長でございます。市町村副代表市の立場で参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

次に、委員でございます。

【委員】 瑞穂町の福祉部長といいます。次の次の年度の市町村代表として参加しております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

それでは、これより先は会長に御進行をお願いいたしたいと思います。会長、よろしく お願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。

会長と申します。昨年度から会長を務めさせていただいております。

それでは、事務局から説明がありましたとおり、設置要綱第8条第3項により、後任の 会長が選任されるまで会長として進行させていただきます。

【会長】 次第3、議題(1)会長の互選及び副会長の指名について御説明いたします。 設置要綱第6条第2項の規定により、会長は委員の互選により定めることとなっており ます。また、第4項の規定により、副会長は会長の指名した者を充てることとなっており ます。

まず、会長の互選を行います。会長の互選につきまして委員の皆様から御意見はございますでしょうか。

【委員】 今回も引き続き会長にお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

【会長】 会長に推薦するとの声が上がりましたが、委員の皆様、ほかに自薦、他薦いかがでしょうか。よろしいですか。

(挙手する者なし)

【会長】 ありがとうございます。

では、改めまして、会長を務めさせていただきます。皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事を進行させていただきます。

設置要綱第6条第4項の副会長の指名でございます。会長が指名するということでございますので、私から羽村市福祉健康部長を副会長に指名いたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。

では、委員、副会長をお願いいたします。

【副会長】 改めまして、羽村市福祉健康部長でございます。副会長として円滑な議事を 進めていくため、会長を補佐してまいりたいと存じます。どうぞ御協力のほど、よろしく お願い申し上げます。

【会長】 ありがとうございます。それでは、議題 (2) 運営協議会に協議申請された事項の審査についてでございます。

初めに、今回の審議方法について事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、事務局から説明させていただきます。

今回は更新登録申請が3団体3件、変更協議申請が4団体4件、新規登録申請が1団体 1件でございます。更新団体、変更団体、新規団体の3つの区分に区切って順番に審議を していただきたいと存じます。

更新登録団体については更新登録申請団体要件確認表、変更協議申請団体は自家用自動 車有償運送対価変更協議依頼書等書類一式、新規登録団体につきましては新規登録申請団 体要件確認表に基づき説明をいたします。

また、各市の需給状況については、円滑な会議の運営を図る観点から、事務局からまとめて説明をいたしますので御容赦ください。

最後に、全ての協議団体に共通する事項について周知いたします。東京運輸支局への年度実績報告の提出、車両の表示、車内への登録証の整備、運行記録簿や点検簿の記入状況、旅客名簿の適切な管理、事故記録簿や苦情処理簿の配備等につきましては所管の自治体が確認しております。

重大な事故の発生は各団体ともございません。法令の遵守につきましては各団体より宣誓書の提出を受け、所管の自治体及び事務局において確認しております。各自治体において運営記録簿等の書類を確認しております。併せまして使用車両につきましても確認し、適正に管理、運営がなされている状況であることを確認しております。

申請書類の形式的要件につきましては、所管の自治体及び事務局にて確認をしております。

以上です。

【会長】 ありがとうございました。

事務局から説明がありました内容について御質問がございますでしょうか。

(挙手する者なし)

【会長】 それでは、審査に入ります。

No. 1 からNo. 3 の各団体の審査概要につきまして事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、内容確認等につきまして配付しております資料に基づき説明をいたします。

なお、審議用資料といたしまして利用対価表、地域のタクシー運賃料金比較表、車両一覧表、運転者要件一覧表、運行管理の体制等を記録した書類、身体状況等・態様ごとの会員数、自動車保険内容一覧表等を事前に配付しておりますので、審議の際に御活用ください。

それでは、No. 1、八王子市のNPO法人地域住民の安全生活応援団から説明をいたします。お手元の要件確認表を御覧ください。使用車両、運転者、輸送の安全及び旅客の利便の確保、運送対象、損害賠償措置に変更がございます。

続いて、No. 2、三鷹市のNPO法人みたかハンディキャブです。お手元の要件確認表を御覧ください。運転者に変更がございます。

続いて、No. 3、羽村市の社会福祉法人羽村市社会福祉協議会です。お手元の要件確認表を御覧ください。使用車両、運転者、輸送の安全及び旅客の利便の確保、運送対象に変更がございます。

次に、先ほど御説明したNo. 1 からNo. 3 に係る対象地域の需給状況につきましては、

【資料4】の4-1から4-3までを御参照ください。本資料は、協議団体が属する対象地域の人口、運送事業の各事業ごとの保有台数等状況、介護保険・障害認定者の人数をまとめたものとなります。各数値については資料に記載のとおりです。こちらの1つ1つの説明は、大変恐縮ですが割愛をさせていただきます。審議の際に御活用いただければと存じます。

また、この需給状況一覧表には、各自治体の対象団体に対して事前に研修等の状況及び70歳以上のドライバーの対応について質問をしており、回答内容を同資料に記載しております。あわせて、市町村で行っている公共交通施策についても資料に記載しておりますので、御確認いただき、審議の参考情報として御活用ください。

この後の協議団体についても同様の資料を添付しており、各地域の状況を記載しておりますので、本審議以降の受給状況の説明につきましては資料の紹介をもって代えさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、委員の皆様からいただいた事前質問及びそれに対する回答は【資料 5 】を御参照ください。

事務局からの説明は以上です。

【会長】 それでは、協議申請された事項の審査を行います。

事務局より申請区分に分けてそれぞれに一括協議する方法が提案されております。会議 の効率化のために、こちらの方法で進めるということでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。

それでは、更新申請を希望するNo. 1のNPO法人地域住民の安全生活応援団からNo. 3の社会福祉法人羽村市社会福祉協議会までの3団体の審査を一括して行います。当該の市もしくは当該の団体から補足説明がありましたら、順番にお願いいたします。

No. 1の団体の方は出席されていますか。補足がございましたらどうぞ。

【八王子市】 八王子は特にはございません。

【会長】 分かりました。ありがとうございました。

No. 2の団体の方はいかがですか。

【みたかハンディキャブ】 特にこちらからはございません。

【会長】 No. 3の羽村市社会福祉協議会さん、いかがですか。

【羽村市社会福祉協議会】 特にございません。

【会長】 ありがとうございました。

その他、既に【資料 5 】で事前質問に対してのお答えもいただいているわけですけれど も、その他、委員の皆様よりこの場での御意見、御質問をお願いしたいと思います。委員 の皆さんから質問がございましたらどうぞ。

【委員】 【資料5】に回答いただき、どうもありがとうございます。

No. 1のNPO法人地域住民の安全生活応援団さんのほうで、ここのところで八王子581か5425という車両があるんですけれども、大体10万キロを超えると不具合が結構出てくることもあるんですけれども、ちゃんと車検を受けていれば問題ないという国土交通省さんのお墨つきもあるんですけれども、こちらの車両の調子はどんな感じでしょうということです。

【地域住民の安全生活応援団】 車両を使っていて特に不具合などはなく、整備も点検も 定期的に行っております。

【会長】 整備とかきちんとやっていて、特に問題なく動いているという御説明ですね。 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

【委員】 単純な質問なんですけれども、どなたでもいいですけれども、最近、ちょっとお話がありましたが、人手不足でバスやタクシーの皆さんも大変御苦労されているんですけれども、NPOの方々も非常に人が足らないということを時々お聞きするんですが、こちらは各団体さんではそういう悩みはありますか。あるいはその他、何か特に困っていらっしゃるようなことがあれば、ちょっと教えていただければと思います。

【会長】 ありがとうございました。

では、No. 1、2、3の順番で、今の委員からの質問ですね。運転者の確保、かなりタクシーやバスも大変ですけれども、NPOさんも苦労されているんじゃないか、どういうふうに対応されていますか、もしくは状況はどうですか、ほかにも困ったこととか御意見とかあれば、この場でぜひ教えてくださいという御意見でした。

では、No.1のNPO法人地域住民の安全生活応援団さんから、今の御質問に対してお願いいたします。

【地域住民の安全生活応援団】 今、新規のドライバーさんもいらっしゃって、特にうちの団体では問題はありません。

【会長】 ほかに特に困ったこととか、何かこれを機会に皆さんに知っておいてほしいようなことというのは特にございますか。

【地域住民の安全生活応援団】 うちの団体では特にございません。

【会長】 ありがとうございました。

それでは、No. 2のみたかハンディキャブさん、お願いします。

【みたかハンディキャブ】 運転ボランティアさんに関しては、なかなか新しい方が、ぽっぽっとは入っているんですけれども、十分に今、足りていない状況です。何でなんだろうということを考えたときに、いわゆる一般企業の定年の年数もどんどん上がってきています。実際に定年になったときにも、定年後、十分に暮らせるかというようなことも、物価が上がっているということで苦しくなっているということで、何が言いたいかというと、要するにボランティアをやろうという人が少なくなっているんじゃないかなと思います。

第二の職場としてボランティアができないかというと、あくまでもボランティアで、全く給料を出せるというような状況ではないので、無償でそういったことをやろうという意欲、意思を持った方がいなくなっているのかなというような気はします。幸いにして我々のところは自前で福祉有償運送運転者講習会を開いておりますので、それのいろんな宣伝を、市の広報紙なんかを通じてやっていることによって、毎回受講してみようというような方が何人かいらっしゃるので、何とか我々のボランティアを手伝ってくれないかということで、ぽつぽつと人が入ってきているような状況です。ただし十分でなくて、既存の運転者さんもどんどん高齢化が進んでいるということで、ここ何年かの間には、かなり苦しい状況になるんじゃないかなと感じております。

一方で、利用者さんの数が全然減らないというか、増えているような状況なので、運行の回数も大体平行線なんですけれども増えているというふうな傾向にはありますので、今時点は大丈夫ですけれども、この先、数年以内には、もううまく立ち行かなくなるんじゃないかなということで危機感も持っております。

【会長】 ありがとうございました。

No.3の羽村市社会福祉協議会さん、お願いします。

【羽村市社会福祉協議会】 当方も三鷹市さんと全く同じで、やはりドライバーさんの確保、さらには運行を調整するコーディネーターさんというのが、これは雇用契約を結んでお願いしているところなんですけれども、そのコーディネーターさんさえ、今、募集をかけているんですが、なかなか集まってこないという現状があります。以前、ボランティアの応募してきてくれた方がおっしゃっていたのは、やはりボランティアでほかの人の命を預かって運送する、ちょっとこれはリスクが高過ぎるということで諦めたという方がいら

っしゃいましたので、その辺はどうしても回避はできないかとは思うんですけれども、そ の辺も今後は課題になっていくのかなと思います。

この費用も、有償ボランティアということでお支払いはしておりますが、ここ数年、最低賃金もどんどん上昇している中で、当方だと1時間700円という対価をお支払いしているんですけれども、その辺につきましても、最低賃金が上がっていく以上、やはり今後考えていかなきゃいけない部分なのかなとは感じております。

以上となります。

【会長】 ありがとうございました。貴重な御意見、本当にありがとうございます。

【委員】 みたかハンディキャブさんにちょっとお聞きしたいんですけれども、内容というよりは、様式の確認表の書き方といいますか、それをちょっとお聞きしたいんです。特に輸送の対象なんですけれども、態様の種類が3年前の更新から7区分に変わって、大きく細分化されてきたということで、前回とは内容も違っているし、内訳の人数も変わっている。同じように、登録者数も前回、3年前と比較して若干ですが減少になっているというのはこの表で分かるんですけれども、この書類の書き方の中で、他の団体と比較したときに、変更の有無がバツになっているんです。特に会員数というのは当然毎年のように変わるので、当然それは変更といっても、その内訳なので、大きな変更ではないと思うんですけれども、事務局にお聞きしたいのですが、これはマルにしておいていただいたほうがよろしいのか。全くこれが3年前と同じ人数というのは、まずあり得ないので、各団体が出されたときは、ほとんどマルになっちゃうんじゃないかなと思うんですけれども、今回あえてバツとして、それを受けた何か理由でもあるんでしょうか。

特に内容のことではなくて、他の団体も同じような状況でもマルになっていたり、今回、 三鷹さんだけバツになっていると何か合わないかなと思ったので、マルにすることが何か 問題がないのであれば、これはマルにしていただいて、変更があったとしていたほうがい いのかなという感想です。

以上です。

【事務局】 御質問いただきました件につきましては、こちらは、まず、このみたかハンディキャブさんもそうなんですけれども、皆さんのところから御提出をいただいた際に、各自治体、いわゆる市町村のところで確認をさせていただいてございます。こちらで言いますと、三鷹市さんの御確認の中でも、こちらがバツだという形で御申請をいただいているような状況でございます。

当市のほうの事務局といたしましても、こちらの人数のところに変更があるということ は承知をしておるところではございますが、人数の変更といった部分だったものですから、 バツというような表記とさせていただいてございます。

以上でございます。

【委員】 ありがとうございました。

そうすると、今年度後半の第2回で、私どもも更新の手続をするんですけれども、人数

のみの変更であればバツでよろしいということで御理解してよろしいですか。

【事務局】 そのとおりでございます。

【委員】 ありがとうございました。

【会長】 ちょっと分かりにくいところもあったのかもしれませんね。

マルだバツだというのは、手続の要不要を示しているという趣旨なんですね。

ほかに質問ございましたらどうぞ。

【委員】 先ほどの質問で聞いたんですけれども、稼働が足りていないということなので、利用者の方で希望日に乗れないケースは、No. 2 と No. 3 の団体の方なんですけれども、人数が多いので、そういうふうなケースは起きていますか、起きていませんかという、その質問だけです。

【会長】 では、No. 2の、みたかハンディキャブさんからお願いします。

【みたかハンディキャブ】 そんなに頻度は多くないとは思うんですけれども、どうしても運転手さんの数が足りないとか、その時間帯はもう既に埋まってしまっているという形で、希望日にできないこともあるんですけれども、できるだけそういうことはないようにしたいと思っておりますので、利用者さんのほうに、ちょっと時間を変えてくれないかとか、ほかの日にできないかというふうなお願いをして、できるだけ利用者さんの希望に沿うような形にするようにしております。

【会長】 No. 3の羽村市社会福祉協議会さんはいかがですか。

【羽村市社会福祉協議会】 今のところお断りすることはないです。ドライバーがいなくてというのはなくて、実は社協の職員も講習をしっかりと受けまして、ドライバーとして従事できるようにさせてもらっていますので。年に数回、社協の職員がドライバーとして従事するという場面があるんですけれども、そんなことで対応をさせていただいております。

以上です。

【会長】 ありがとうございました。よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。大丈夫ですか。

(挙手する者なし)

【会長】 質問がないようですので、委員の皆様からの質問はこれで終了とさせていただきます。

それでは、No.1からNo.3の3団体の審査について、協議会として了承するということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。皆様から了承いただきましたので、設置要綱第7条第2項に定める過半数以上の決が取れたということで、これにより、協議会として了承を得た旨を可決いたします。

続きまして、変更登録を希望しているNo.4からNo.7の団体の協議を行います。No.

4からNo.7の各団体の審査概要につきまして事務局より説明をお願いいたします。団体及び自治体の方々の入替えをまず行ってから、事務局のほうで説明をお願いいたします。よろしいでしょうか。では、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 それでは、御説明いたします。

No. 4、八王子市のNPO法人ヒューマンケア協会から説明をいたします。自家用自動車有償運送対価変更協議依頼書を御覧ください。変更内容は運送の対価です。こちらに添付している資料として、併せて利用対価新旧対照表を御参照ください。

続いて、No. 5、小平市のNPO法人移動サービス・バイユアセルフです。自家用自動車有償運送対価変更協議依頼書を御覧ください。変更内容は運送の対価及び運送以外の対価の変更です。こちらに添付している資料として、併せて利用対価新旧対照表を御参照ください。

続いて、No.6、東大和市のNPO法人ゆうらんせんです。自家用自動車有償運送対価変更協議依頼書を御覧ください。変更内容は運送の対価及び運送以外の対価の変更です。 こちらに添付している資料として、併せて利用対価新旧対照表を御参照ください。

続いて、No. 7、瑞穂町の特定非営利活動法人にあい福祉サービスです。自家用自動車 有償運送対価変更協議依頼書を御覧ください。変更内容は運送の対価及び運送以外の対価 の変更です。こちらに添付している資料として、併せて利用対価新旧対照表を御参照くだ さい。

なお、皆様からいただいた事前質問及びそれに対する回答は【資料 5 】を御参照ください。

以上で事務局からの説明を終わります。

【会長】 ありがとうございました。

それでは、変更申請を希望するNo. 4のNPO法人ヒューマンケア協会から、No. 7の特定非営利活動法人にあい福祉サービスまでの4団体の審査を一括して行います。当該の市もしくは当該の団体から補足説明がありましたら順番にお願いいたします。

まず、では、NPO法人ヒューマンケア協会、八王子市さんですね。何か補足の説明と かございますか。

【ヒューマンケア協会】 特に補足等はございません。よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

No. 5、小平市、NPO法人移動サービス・バイユアセルフさん、補足説明はございますか。

【移動サービス・バイユアセルフ】 特にありません。よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。

東大和市、NPO法人ゆうらんせんさん、補足はございますか。

【ゆうらんせん】 特に補足はありません。

【会長】 No.7、瑞穂町、特定非営利活動法人にあい福祉サービスさん、補足はござい

ますでしょうか。

【にあい福祉サービス】 NPO法人にあい福祉サービスでございます。特にございません。

以上です。

【会長】 ありがとうございました。

その他、委員の皆様より、この場での御意見、御質問をお願いしたいと思います。

これは私の意見でも何でもないんですが、単に感想なのですが、運賃、料金に ついては、こういった協議ということになっていますが、たしか最近の国の制度改正では、 従来、大体タクシー運賃の5割ぐらいを目安にというのが一応あったんですが、それも非 常に緩和されて、今、8割ぐらいまではいいんじゃないかということが一般的に言われて いるのと、あと、さらに、こういった協議会で認められれば、それと違う、さらに9割と か、場合によっては100%に近いものでも認められるというふうになっておりまして、先ほ どもお話があったんですけれども、やっぱりこれから運転手さんを確保していくとか、ボ ランティアの方を確保していくという上で、最低限の必要な経費というのは必要だと思い ます。あと、物価の高騰というのももちろんあります。だから、そういった面で、一方で 上げなきゃいけないという情勢が多々あると思いますので、それはできるだけ反映させて いただきたいと思うんですが、他方で利用者の方が負担が増えるということで、そこの兼 ね合いが非常に難しいと思うんですけれども、これは各団体の状況とか利用者の方の様子、 お考えなどをお聞きしながら、ぜひ柔軟に考えて、その地域の皆さんの活動に合った形で 設定していただく必要があるんじゃないかなと。あまり従来の制度にこだわって堅い制度 にしますと、かえって時代の変化に対応できなくなると思いますので、その辺はぜひお考 えいただけたらいいんじゃないかと思います。

以上です。

【会長】 ありがとうございました。

今回も変更申請の中で対価の値上げもあったわけですし、それに対する理由は何ですかという御質問についても、【資料 5 】で既にお答えいただいているわけですけれども、今の委員の意見に対して何か現場で、いや、そうはいっても、やっぱり利用者さんの手前、なかなか上げられないんですよねというようなところ、上げてもやっぱり最低賃金だとか、そういうところで、なかなかそう簡単ではないですねみたいなことがあれば、ぜひ教えていただきたいと思うんです。これはもう自由に、どちらの団体さんからでも結構です。いかがですか。

ぜひお願いします。別にこれで不利になるわけでは全くありませんから。

なかなか全国のNPOさんに聞いても、8割までいいよと言われたけれども、そこまでなかなか値上げはできないというところも多くて、いや、そうなのかなとみんな思っているんですよね。確かに利用者さんのことを考えると、そうそう難しいのかなとも思うんです。どうなんでしょうね。ぜひ生の声を聞かせていただきたいんです、いかがですか。

【委員】 皆様から声が出る前に、お考えいただく時間として。

ボランティア、有償ボランティアの人たちの労働条件、賃金をそれなりによいものにしなければならないという要請が一方であって、もう一方で、利用者さんというのは通常の消費者というよりは、いろんな意味で困難を抱えていて、相当後ろからプッシュしてあげないとなかなか外出することができない。そういう方たちであることを一番よく知ってくださって、それを応援してくださっている方たちなので、その2つの板挟みになっているのではないかと私は推測します。

そのときに、もう1つの選択肢として、例えばそれぞれの市、自治体による補助、補助金のような、そういう金額というのも微妙に違うのではないかと思うんですけれども、そのあたりは、もう少しこんなふうに市民たちにも理解を得ながら、市の税金からもう少し出してほしいなという声も、もしあるようでしたら、私はお聞きしたい、しておきたいというふうに思います。併せてどうぞ声を発していただければ参考になります。

【会長】 なるほど。そうですね。

今日全ての市町村さんがいらっしゃるわけではないから、なかなか難しいところである し、後で多分、今日配られた項目の中で、市でちょっと考えてほしいというような意見も あったりするので、そこら辺、あれなんでしょうけれども。

では、副会長、どうなんですかね。市町村さんの中でやっぱり有償運送に対して、もう 少し行政が有形無形の何かお手伝いしてよというような声というのは、起きていたりする んですか。

【副会長】 福祉有償運送の部分で市のほうの、26市ある中で、こういうことをというような要望的なものに関しては、今のところあまり受けていないというのが現状ではあるかなと思います。ただ、障害がある方、高齢者の方が外出をしなくなってしまうことで健康が害されたりですとか、あと、足が弱くなったりとか、いろいろと社会的には本当に課題がいろいろ出てくるなというのはございます。

福祉有償運送だけではありませんけれども、地域の交通機関、例えば羽村市で言うと地域の巡回のコミュニティバスですとか、そういうものも含め、あと、それ以外にも様々、タクシー業界の皆さんと協力をしながら、もう少し何か先に、もうちょっと外に出る方法をちょっと考えていこうというようなことは、話としてはかなり西多摩の地域も出てきているようですが、具体的に特に福祉有償運送にだけ特化したものというのは、今のところ出てきていないかなと。私が知る限りでは、ないのではないかなと思います。

以上です。

【会長】 共通でやっていくというよりは、それぞれの市町村がそれぞれの財政状況によってあるんでしょうねということと、例えば、タクシーチケットを有償運送や福祉タクシー、介護タクシーにも使えるようにしていくという動きが昔からあって、タクシーチケットの枚数自体は少しでも増やしてよという流れはあるんですよね。タクシーチケットを実は出していないところもあったりもするわけで。タクシーチケットを出す対象者について、

考え方が市町村ごとに結構違っていたりもした時代もありました。特に障害者の方で、チケットを出すときの水準って結構違っていたりしていたので。

多摩地域はどうなのかなというのはあるんですけれども、昔、神奈川県で、全地域の障害者のタクシーチケットがどのぐらい使えるかというのを一覧表にしてまとめていたんです。みんなでやっていこうよという流れをつくるときって難しくて、それぞれに頑張ってください、交渉して、もちろんタクシーさんと一緒に広げていってくださいということを上手にやっていくことをお勧めしたいです。

【委員】 今の話ですけれども、西東京市は特区になっています。実はNPOも使いまして、今見たところ、介護タクシーとか、まるしんケアとか、あと、NPOすずらんの会とかNPO自立生活企画、NPOタクシーとか、NPOウーノとかあります。やはり西東京市の場合は介護専用のタクシー、あとはNPOが連携という形で、一種の市町村連携ができるような形の1つになっております。

ですから、こういうような形で都内の事業者も、西東京市の福祉券を事業区域の異なる 隣接市の武蔵野日赤でも利用できる。あと、杉並区の場合は、たしかNPOに対して使え るクーポン券みたいなものを出したりとかしているので、そういうような違う観点からや ってみるのも1つの方法かなと思いました。ただ、タクシー事業者から怒られちゃうかも しれないので、一応、西東京市ではそういう事実がございますということだけお伝えして おきます。

以上です。

【会長】 ありがとうございました。

委員、なかなか変更登録の方たちは答えにくいようですので、値上げがなかなか厳しい んだよねという、その空気感ってどうですか。NPO側からしたらどんなふうに感じてお られますか。

【委員】 値上げのことにつきましては、全国移動ネットのほうでもアンケート調査を昨年末、今年の1月あたりに行っております。850団体強の団体から御回答いただきまして、値上げしている団体はあまり多くなかったという結果が出ております。値上げしていない団体に、なぜ値上げをしなかったのかというふうに確認したところ、その多くが、やっぱり利用者の方の生活を考えてというような回答が多かったと。当初は、まだ法律の改正を知らないから値上げしていないんじゃないかと思っていたんですけれども、そうではなくて利用者の生活のためというところが多かった。

うちの団体でもやはりそういった傾向は出ております。国立市のほうでも運行を行っておりますけれども、4月からうちのほうでは、国立市では値上げを行っておりますが、運行件数的には2割、3割ぐらい減ってしまったという状況とはなっております。なので、やはりあまり値上げし過ぎると、利用者が使えなくなるというような状況は出てくるのかなと。それを考えると、行政からの利用補助は必須であるのかなと思いますし、また、タクシーと福祉有償運送、どちらでも使えるというのがポイントなんだろうなというふうに

は思っております。

うちのほうでは、依頼を受けても満車で運行できないケースも多いんですよね。そうなった場合、タクシーのほうを使うだとか、逆のパターンもあるんですけれども、そういったこともあるので、双方に使えるようなチケットをつくっていただけるとよいのかなというふうには思います。

【会長】 ありがとうございました。

では、更新登録の皆さんから、今のお話を聞いていて何か補足というか、少し意見を言う気になったりしませんか。

【ゆうらんせん】 うちのほうは市内の移動に関して300円を500円に値上げをしました。 そうしたところ、うちの法人の会員になっていただいていた方なんですけれども、そちら のほうでお金が上がってしまうんだったら、法人としての会員を辞めさせていただきます、 その分、移動のほうで使わせていただくというような方がいました。会員総数がうちは大 体80人弱なんですけれども、そういうふうに会員を辞めると言われた方がお1人いらっし ゃいます。

うちのほうの運営状況なんですけれども、年々運営状況は厳しくなってきまして、値上げのほうもここ、発足当初からずっと値上げをしてこなかったんですけれども、昨今の物価高騰、人件費の高騰、特にガソリン代が上がったりとかで運営が厳しくなりまして、通常の段階でも福祉有償運送は赤字運営という状況で、うちのほうのほかの事業からお金を回している。それで何とかなっている状況です。ほかのほうの事業に関しましても、昨今の報酬改定とかで収入が減りまして、なかなか回しづらくなっている状況があって、今回値上げをさせていただくことにしました。

連絡するに当たっては、利用者の方の理解を得るために総会とお知らせとでやったんですけれども、実際にうちのほうの福祉有償運送を利用されている方というのは、そんなに裕福、お金が余っている方は多分いらっしゃらないかと思うんですけれども、生活困窮者の方とか、あまりお金が出せない方が結構多いので、あまり高く上げてしまうと外出の機会を奪ってしまうとかというところも考えて、ぎりぎりのところの値段設定を今回させていただいたということで。

【会長】 ありがとうございました。

ほかに御意見いかがでしょうか。よろしいですか。あまり根掘り葉掘りは、逆に申し訳ないところもあるかと思いまして。すみません。ありがとうございました。

【委員】 これは市役所のほうへの質問です。今日配られた【資料 6 】、【資料 7 】ですけれども、これはタクシー業界の不勉強ということで、東大和市と瑞穂町でタクシーのほうを見ていただくと、東大和市はUDタクシーがないよねという話になっていて、瑞穂町に関してはタクシー事業者がないですけれども、お隣の京王さん側の箱根ケ崎のところにタクシーを置いてくださって対応しているということもあるんですけれども、実務の実際として、介護タクシー事業者が福祉有償運送に関して、これで十分担えているのかどうか。

もしくは極端な場合、東大和市に対しては、東京都の補助金も100万円というのが、あと国 交省の補助金もあるんですけれども、市としてやっぱりタクシー事業者に、例えばジャパ ンタクシーとか、そういうものを入れてもらいたいとか、それを入れることによって、さ っき委員がおっしゃったように、うちなんかの場合ですけれども、行きはNPO、帰りは タクシーというお客様もいらっしゃるんですね。やっぱりNPOの時間帯によっては重な っちゃうと。ですから、東大和市さんと瑞穂町さんのほうでは、それに対して意見とか質 問とか、何かございますでしょうかという内容です。

以上です。

【会長】 今日は東大和市さんと瑞穂町さんはお見えになっていますか。

【委員】 それか、NPOから見てどう思うかでも結構です。

【会長】 まず、事務局、今日は両方の役所は来ていらっしゃいますか。では、東大和市さんと瑞穂町さんは、今の御質問に対して分かる範囲でお答えいただければ。あと、当該NPOさんからも何か、地元の市や町に対しての要望とかがあれば、この機会にお話しいただければということでございました。お願いします。

【委員】 補足でよろしいですか。

質問の趣旨といたしましては、東京ハイヤー・タクシー協会ではファーストワンマイルという言い方をしていまして、普通ですとラストワンマイルと言うんですけれども、体の不自由な方は外に出ることによって、フレイルとか、そういうものの防止になる可能性があるので、できるだけ外へ出たほうがいいんじゃないかと。昔のムーバスというのも要介護5をなくすために、外に出すためにやっていたという話もあるので、外に出る機会というのを、多分このNPOさんとかが担っているかもしれないんですけれども、やっぱりできるだけ外に出て、元気な形で長生きしてもらいたいというのもあるので、そういうような意味に対して、外出する手段が限られていないかどうかという観点から、この質問をいたしました。

以上です。

【会長】 ということですけれども、御質問の中でタクシー、ハイヤーの事業所がなかったり、では、介護タクシー、いわゆる福祉タクシーの事業者も少ない場合がありますよね。 【委員】 十分もうそれで賄えているんだったら問題ないんですね。ところが、NPOさんから見て、この人が帰りに帰れないとか、そうなったときに福祉タクシーがあったら、この人、帰れたのにとか、極端な場合、1時間、2時間、向こうで待っていただくとか、多分そういう実務的な対応になるかもしれないので。そうすると、そちらのほうで待っていることによって、1時間、2時間、この暑い時間、病院内でもいいんですけれども、気持ち悪くなっちゃったりとかする可能性もあるので、何らかそういうような利用者さんの不便さをなくせないかどうかという観点からの質問です。

【会長】 なるほどね。

需給状況一覧、資料4-7と4-8で瑞穂町と東村山市さん、4-6が東大和市さんで

すね。ごめんなさい。委員はこれを基にして質問されているということですね。

【委員】 ですから、今日頂いた資料での話です。

【会長】 そうなんですね。

では、介護タクシー事業者がどのぐらいあるかというと、東大和市でも9台で、瑞穂町は21台。有償運送がそれぞれ6台と5台。これでなかなか足りないんだろうけれども、どうなっているのということですね。足りていないのは分かるけれども、どうなのという。つまりUDタクシーとか、こっち側がゼロなところなものですからね。

行政のほうから、なかなか福祉サイドであまり話として把握し切れていないということ であれば、それはそれで結構ですから、状況について御説明、お願いできませんか。

【東大和市】 東大和市の地域福祉課です。ちょっと声が、こんな形でお聞き苦しいかも しれませんが、申し訳ございません。

今お話がありました資料4-6の介護タクシー事業者の車両が9台、福祉有償運送の車両が6台ということで、これが足りているかどうかということにつきましては、申し訳ございませんが把握はしておりません。

それに補足するお話になりますが、東大和市のほうでは令和4年7月から12月の約半年にかけて、市内の公共交通の空白地域、市内の北側の地域ですと結構住宅地が多くて、なかなか高齢者の方が移動するのが難しい地域がございまして、そこのところにコミュニティタクシーを試験的に運行したという事例がございます。約半年間、試行運行を行って、大人1人200円、小学生以下100円という運賃でやらせていただきまして、事前にSNSですとか市公式ホームページ、市報等でPRを行いはしたんですけれども、なかなか利用者数の大きな確保には至らずに、ここだけで終わってしまったというふうな話を聞いております。

さらに、何か補助金も恐らくついたとは思うんですけれども、何かもっと大々的な補助があれば、今につながる大きな事業として成立したのではないかというお話もございますので、もうちょっと対外的な補助がつけば、市としての大きな事業が成り立って、高齢者の方の外に出る機会を増やす一助になるのではないかと考えております。

以上でございます。

【会長】 瑞穂町さん、いかがでしょうか。

【瑞穂町】 瑞穂町福祉課です。

福祉課のほうでも、タクシーの台数等に関しての御要望というものは特段いただいてはおりません。また、資料4-7の下段に記載させていただいておりますが、瑞穂町でもデマンドの交通実証実験を行っておりまして、こちらは、交通不便地域解消の補完及び高齢者等の免許返納や外出促進に寄与する公共交通手段としての有用性を検証するためのデマンド交通実証実験を、令和6年10月から開始しているところでございます。

以上です。

【会長】 ありがとうございました。

東大和市さんがゆうらんせんさんで、瑞穂町がにあい福祉サービスさんですけれども、 どちらでも結構です。何か地元の行政に対して御要望とか、なかなか介護タクシーも足り ない状況。だから皆さんがいろんなことをやっていらっしゃるんでしょうけれども、行政 に対する御希望とか、何かあれば御意見をいただければと思います。

【にあい福祉サービス】 NPO法人のにあい福祉サービスでございます。

今回の、先ほど御意見があった今回の制度改正、つまり、価格の安定科目の引上げがございます。それによって、これは5年度でしたかね。制度改正が。それによって今回の対価の設定変更ということで協議依頼をしたわけでございます。ですから、今まではタクシー料金の目安として5割、それの3割で実施をしてきました。ところが今回、その制度によって6割に上げて実施をしたいというのが、今回の協議依頼でございます。そういった関係が1つございます。

それと、にあい福祉サービスの定款では、介護タクシー事業化ということで定款には載っていますが、現状ではドライバーの不足。特に専門的な二種免許というようなことがあって、ドライバー不足で実際は事業化がされておりません。休業状況の状態でございます。ですから、福祉有償運送事業について、実際は運送の対価の変更ということで、今後やっていかなければいけないのかなと思っております。というのが現状でございます。

以上です。

【会長】 ありがとうございました。

ほかに、今の件も含めてで結構ですけれども、特に御意見がございましたらお願いいた します。

【ゆうらんせん】 先ほど東大和市のほうでコミュニティタクシーの試行を行って、あまり反響がなかったようなんですけれども、それに懲りずに、今後ももう少し長い期間とか、長期的な視野で進めていっていただけるといいのかなというのが1つと、あと、行政のほうからうちのほう、地域福祉事業の補助金ということで年間64万円頂いているんですが、これが福祉有償発足当初は100万円頂いていたんですね。それがいつの間にか64万円になって、それがもう定着しているような状況で、これが増えることなく、もしそれの対象団体が増えたらさらに減っていくのかなということが推測されるので、行政の補助金、全てそうなんですけれども、時代に合わせて物価スライドではないですけれども、実態に合わせて補助金のほうも少し上げるとかというふうなことができるといいかなと思います。これに関しては財政があるので、なかなか難しいかなとは思います。

あと、東大和市でタクシー券を障害者の方1人当たり3万円支給していただいているんですけれども、それの対象にならないのが精神の方があるかと思うんです。精神の方もやはり障害ゆえに所得とかが少なくて、外出がなかなかできづらいというのがあるので、その幅を精神の方にも広げていただいたりとか、あとは、3万円の枠をもう少し、もうずっと変わっていないと思うので、そちらのほうもちょっと上げていただくとかということができるといいかなと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

【会長】 ありがとうございました。

今おっしゃったように、対象にしている障害の範囲で変わることが結構あって、身体障害の方には出ているんですけれども、知的の方だとか精神の方、特に精神の方に出していないことって、昔の話ですけれどもあったりして、何で違うのみたいなことであった気がします。精神の方でも、なかなか外に出られない方たちがいて、公共交通機関を使えないという人もいますので、もちろん介護タクシーだったり、UDタクシーだったりというところで、どんどん変わっていますからね。そういうところ、タクシーさんも使えるし、有償運送も使えるしというところで広がるといいなと思いますけれども、なかなか難しいんですかね。

昔、歩留り率を測ったことがあるんです。実際にタクシー券を出していて、本当に使われているのはどれぐらいかと見てみたら、3分の1とか4分の1なんですよね。だから、実際に出している券が使われていないというのもあって、だったらもっと使って外出してもらったらどうなのというのはあったんですが、なかなか当時は外に出ていかないという人も多かったのかもしれません。今はもっと使われているかもしれません。それは市町村の皆さんのほうがよく御存じかもしれません。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

(挙手する者なし)

【会長】 質問がないようでございますので、委員の皆様からの意見はこれで終了させて いただきます。

それでは、No.4からNo.7の4団体の審査について協議会として了承するということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。

皆様から了承いただきましたので、設置要綱第7条2項に定める過半数以上の決が取れました。これにより、協議会として了承を得た旨を可決いたします。

5分間の休憩後、新規登録を希望するNo.8の団体の協議を行いたいと思います。5分間休憩で、その間に入れ替わりをお願いいたします。ありがとうございました。

(休憩)

【会長】 新規登録を希望するNo.8の団体の協議を行いたいと思います。 No.8の団体の審査概要につきまして事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、No. 8、東村山市の一般社団法人あいりすから説明をいたします。 事業者様に係る要件については、新規登録申請団体要件確認表に記載されているとおり でございます。また、申請書類の写しとして多摩地域福祉有償運送運営協議会申請書類一 覧を配付しておりますので、併せて御確認ください。なお、皆様からいただいた事前質問 及びそれに対する回答は【資料5】を御参照ください。 以上で事務局からの説明を終わります。

【会長】 当該市もしくは団体さんから補足説明はございますか。大丈夫ですか。

【東村山市】 東村山市の介護保険課です。1点、おわびとお願いで補足をさせていただきます。

本日の協議資料の中で定款についてなんですが、こちらが事前に変更が必要なものではありますが、まだこちらの手続が終了していないために、お配りしているお手元のものは変更前のものとなってございます。できましたら、こちらは本日の御協議及び御了承がいただけるようでしたら、運輸支局様への申請の段で正しいものを提出したいと考えております。よろしくお願いいたします。

【会長】 定款を今、変更中ということですね。

【東村山市】 はい。そうです。

【会長】 手続は、いつぐらいに変更はできるんでしょうか。

【一般社団法人あいりす】 一般社団法人あいりすです。定款の変更は1か月以内には行 えるかと考えています。

【会長】 分かりました。

委員の皆様からの御質問をお願いいたします。御質問、御意見ございましたらどうぞ。

【東京運輸支局】 東京運輸支局輸送担当と申します。

1点確認なんですけれども、運転手さんはお2人ということで、多分代表者さんと、あと、もう一方かなとは思うんですが、運行管理の責任者も多分代表者さんがされていると思うんですが、基本的には運転については代表、もう一方で運転されて、点呼とかは代表者さんがやるようなイメージなんでしょうか。

それとあと、代表者さんが運転されるときの点呼の部分をどうされるかなと思って、そ こはお伺いしたいです。

【一般社団法人あいりす】 点呼については、福祉有償運送を実施するときに事前に事務 所で2名で集まって、お互いで点呼をする、確認をするというふうに想定しています。

【東京運輸支局】 分かりました。ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。大丈夫ですか。

(挙手する者なし)

【会長】 では、定款は変更をするという前提で協議会に諮るということかと思います。 質問はないようでございますので、委員の皆様からの質問はこれで終了とさせていただき ます。

この新規登録につきましては、今の私の申し上げた条件で認めるということでよろしゅ うございますか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。では、過半数の決を取れたということで、新規登録、

定款変更をした後、申請をお願いします。変更できましたということであれば書類の提出 をお願いいたします。

変更した後に申請を持っていくということで運輸支局さんのほうは大丈夫ですね。

【東京運輸支局】 はい、大丈夫です。

【会長】 ということですので、よろしくお願いします。

【会長】 続いて、次第3、議題(3)自家用有償旅客運送の制度改正についての説明を、 国土交通省関東運輸局東京運輸支局の輸送担当様、お願いいたします。

【東京運輸支局】 東京運輸支局の輸送担当と申します。昨年ありました自家用有償運送 に係る制度の改正について少しお話しさせていただきます。

お渡ししている資料の新旧で書かせていただいている、地域公共交通会議に関する国土 交通省としての考え方というものがあるかなと思います。こちらを1枚めくっていただい て、下のページに5ページと書かれている部分があるかなと思います。

ここのところの、赤字で示されていると思うんですけれども、右側が以前の変更前の内容でございまして、左側が変更後の内容になっております。内容としては赤字の部分ですね。括弧の前から御説明させていただくんですけれども、更新の登録を行うことについて地域公共交通会議の構成員に対し周知し、一定期間異議がない場合には、当該更新に係る協議が調ったものとみなす協議形式、いわゆる書面協議と呼ばれるものなんですけれども、これが、登録については特に変更がない場合は書面協議によることができるというような表現だったんですけれども、今回の改正で原則書面協議とするという表現に変わりました。ですので、国土交通省としては、特に何も協議事項がない単なる更新の場合は、書面協議でやることを考えております。ただ、絶対にしてくださいというわけではないので、こういった制度の改正の周知ですとか、そういったこととか、あと、事業者さんに確認したいこととかがあるのであれば、対面でやっていただいても構わないかなと思います。

続きまして、1枚めくっていただいて、次は、福祉有償運送に係る地域公共交通会議に おける協議に当たっての留意点等についてになっています。

こちらも1枚めくっていただいて、下の部分、下のページの部分ですね。(2)のところの道路運送法施行規則第49条第2号ロ、ハ、ホ、へ、トに該当する者の確認方法についての部分になっております。こちらについては、旅客の対象とすることの妥当性の確認を事務局で行うことになっていたんですが、その確認方法の例示として、新しく追加された内容になっています。内容としては、他人の介助なしでは移動することが困難であり、かつ、単独でバス、タクシー等の公共交通機関を利用することが困難であることを、医師ですとか、お医者さんとか、介護とか福祉の専門職の方が判断された方を追加することができましたという内容になっております。

続きまして、また1枚めくっていただくと、次は福祉有償運送の登録に関する処理方針についてになっております。これもさらに1枚めくっていただいて、かなり変更まであるんですけれども、下のページで書かれている7ページ目を御覧ください。上の部分の新旧

は先ほどの内容なので割愛させていただくんですが、(2)の部分になります。福祉有償 運送はドア・ツー・ドアの個別輸送が原則であるというところなんですけれども、複数乗 車、乗り合わせる形の乗車については、以前は複数乗車をすることについても協議いただ いた上で、その上で旅客から収受する対価についても協議を行っていただくという形にな っていたんですけれども、今回の改正で、複数乗車については、これはもう既に事業者さ んの判断でできるようになりました。ただし、事業者さんの判断でできるようにはなった んですけれども、引き続き、複数乗車する場合の対価の設定については協議が必要になっ ておりますので、その点御留意ください。

次の内容が、1枚めくっていただいて、これも下のページで22ページと書かれている部分があるかなと思います。こちらは運輸支局に提出いただく書類関係のお話になっているんですけれども、更新については、以前の更新から前後において変更がないものは省略することができるというものになっていたんですが、これまで車検証ですとか、運転免許証とか、任意保険とか自動車保険の関係は有効期間があったので、そこの部分は変更があるということで添付いただいていたんですけれども、今回の改正で、単に有効期間が延びるものについても省略可能となりましたので、車両が変わっていないとか、新しいドライバーさんとかがいらっしゃらないということであれば、免許証ですとか車検証の添付は不要になりますというものになっております。

改正については以上になります。

【会長】 ありがとうございました。

以上の御説明につきまして委員の皆様から御質問、御意見とか、ありましたらお願いいたします。

事務局は、今、輸送担当様が説明された内容については、後ほどその他のところで一部 要綱についても見直すということで、入っているということでよろしかったですね。あり がとうございます。

【委員】 1点だけお願いします。先ほどの医師や福祉、介護の専門職が判断したという、この文言を付け加えたということが、恐らくは1つのポイントだと思いますが、御存じのとおり、この専門職の人たちの仕事は非常に多くなり、書類もたくさん書かせられている。そういう状況の中で、この文言をつけざるを得なかった何か事情等があるのであれば教えていただけますでしょうか。

【東京運輸支局】 改正に至った経緯というところまでは、すみません、私のほうでは把握してはおりません。ただ、やっぱり、より簡易的にと言ったら失礼かもしれないですけれども、事務局の判断も少なくなるように改正されたのではないかなと思います。

以上です。

【会長】 おっしゃるとおり、もともと判定委員会を設置し、当該判定委員会において、 その対象とすることの適否について審査するなどの方法が例示として挙げられているとい うような、結構きつい話を書いてあったんですけれども、それを医師や福祉、介護の専門 職が判断した者のほか云々という形で、現実に合わせて緩和というか、現実合わせをした 文言に変わったということかと。

【委員】 私もこれを読んでいて、何がいいのかよく分からなかったんですけれども、今、会長がおっしゃったように、多分むしろ、だから、この方たちに負担を課そうということではなくて、専門職の方がいいと言ったら、もうそれでいいよというふうに緩和をしたんだと思いますね。多分趣旨は。これは非常に分かりにくいんですけれども。だから、別に、この専門職の方に、こういう判断をしなさいということを義務づけるとか促すということではなくて、その人たちが判断を仮にしてくれれば、こういう判定委員会とか、そんなものはなくてもいいんだよという趣旨だと思います。一貫して福祉有償運送のルールは緩和の方向で改正しますから、規制強化ということは絶対にないはずです。私の知っている範囲では。

【委員】 それを信じたいんですけれども、だとしたら左側のほうの例示という判定委員 会、これをもう削ってしまってもよかった。そうはならなかった。

【委員】 そうですね。これは非常に分かりにくいですね。この文章は本当に。ややもすると、かえって余計に条件が課されたようにも読めるので、今度言っておきます。これは。 今度の機会に早く直すように。

【東京運輸支局】 すみません。これは私のほうでも意見としてお伺いいたします。

【委員】 3点あるんですけれども、先ほど出たところの29ページのところの赤字のところですね。(2)のところになります。「医師や福祉・介護の専門職が判断した者のほか」と書いてありますけれども、この福祉・介護の専門職のところにおいては、障害福祉サービスのサービス提供責任者であったりだとか、そういった方も入ってくるということでよろしいのかということが、1つ質問としてあります。

また、別のところになりますけれども……。すみません、もう1点は忘れちゃったので、 また思い出したら質問させていただきます。

あと、もう1点、意見として、更新申請の書類の簡略化についてなんですけれども、運 営協議会の協議を図っていただくときの提出書類も結構多いと思うんですね。やはり、だ から、この通知の変更に合わせて書類を簡略化していただければ、大変各団体は助かるだ ろうなと思いますので、御検討いただければ幸いです。

すみません。以上になります。

【会長】 伝えていただくということで。

最初の質問は委員のお見込みのとおりかと思います。まず現場の福祉の方たちがそうい う判断をして、それで上げていくということで構わないと思うんです。

【委員】 もう1点思い出しました。これは以前にも輸送担当様のほうにも確認させていただいたことで、共有というふうな形になるかと思いますけれども、今、運転免許証についてもマイナンバー一体型というものも出てきております。書類の簡略化の中で、通常のIC型の運転免許証を一体型の免許証と変えた場合、内容が変わらなければ、これは変更

なしということでオーケーということを以前お伺いしたんですけれども、そのあたりは共 有させていただきたいと思います。

以上です。

【委員】 すみません。ちょっと余計というか、制度の話が出てきたので、ついでに申し上げたいんですけれども、これは多分事務局か、どなたに言っていいか分からないんですけれども、この対価表の一番下に注釈がありまして、そもそも注1で「登録が不要な場合としてガソリン代」云々という文章があるんですけれども、この通達は平成18年に出たものを引用しておりまして、非常に古いんですね。実は、これは昨年の3月に、非常に抜本的にこの通達が改正されておりまして、例えば実費というのは、従来はガソリン代とか駐車場代とか、非常に限定的なものを収受する場合は許可登録不要ということだったんですけれども、今度の通達においては、場合によっては車両代とか償却費とか、そういったものも実費としてカウントして収受していいということになったり、あと、生活支援サービスといって、生活支援と一体に行われる移動については、移動部分に関して対価を徴収していなければ、1時間幾らとか、そういった形の徴収は生活支援活動に対する対価ということで、運送の対価ではないというようなことが明確化されて、かなり道路運送法の許可登録不要の移動可能な運送の範囲が広がっておりますので、これをよく周知していただく必要があると思います。だから、この注1は、新しい通達を引用して注として書いていただく必要があると思います。

昨年の3月の通達は、私の考えでは非常に抜本的な通達でありまして、従来は、とにかく有償で、お金をもらって人を運送することは、基本的には全て道路運送法の許可が必要であって、許可を受けないと白タクになるということだったんですけれども、それは全くの間違いであって、本来、自由な移動ということが基本としてあるので、これを前提に、道路運送法というものは、あくまでも運送の対価を収受して運送事業者を育てるという法律だということを明確にして、例えば介護のときでも、介護現場でも介護の費用を受け取って、それが仮に、その人が運送を一緒に行っていたとしても、運送部分に対する対価はなかったと考え、道路運送法上は全く自由にやっていいということで、非常に重要な法解釈の明確化がされていますので、ぜひその辺を周知方、よろしくお願いしたいなと。

こういうところに書かれているということは、まだ十分周知がされていないということ だと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

【会長】 この様式は、多分申請者さんが自分で選んだわけじゃなくて、この様式を使って……。

【委員】 様式に書いてあるんですよね。多分。

【会長】 なんですよね。この様式自体は協議会で作ったものなんですか。それとも運輸 支局さんで、いずれ出すものをそのまま使っているのか。運輸支局さんの様式ですか、こ れは。

【東京運輸支局】 様式としては協議会のものとして使っています。

【会長】 そうなんですね。

【東京運輸支局】 はい。

【会長】 では、ちょっと見直して、今回通達でいただいている部分、ちょっとここは変じゃないですかというところを見直して、輸送担当様に送って、ここをこんなふうに変えますけれどもどうですかと御意見を聞いてみたらいかがですか。

【東京運輸支局】 はい。

【会長】 そういうことでいいですか。

【東京運輸支局】 はい。大丈夫です。

【会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

(挙手する者なし)

【会長】 ありがとうございました。

【会長】 続いて、次第4、その他でございます。

事務局より報告事項があると聞いておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、事務局から御説明をいたします。

本日お配りしております資料の運営協議会で議題にしてほしい事項、情報共有したい事項を御覧ください。こちらの資料では、各市町村団体からいただいた御意見、御要望、それに対する対応状況をまとめております。なお、御紹介は団体名ではなく、市町村名に統一させていただきます。

まず、八王子市さんからは代表者印の押印を不要とできないかとの御意見をいただきました。これにつきましては、運輸支局さんへの申請時に代表者印の押印が不要とされていることから、当協議会としても令和7年度第1回協議会より代表者印の押印を不要といたします。

続いて、立川市からは運転免許証の写しを提出する際、マイナンバーカードー体型運転 免許証、いわゆるマイナ免許証の対応方法についてお尋ねをいただきました。マイナ免許 証をお持ちの方は、マイナポータルまたは専用の読み取りアプリから取得した運転免許情 報を御提出していただくことといたします。ですが、先ほど委員からも共有がありました が、特に免許の変更がなければそのままでということで、それは委員がおっしゃっていた だいたとおりにしたいと考えております。なお、従来の運転免許証をそのままお持ちの方 は、引き続き運転免許証の写しを御提出していただくことといたします。

続いて、小平市からは車両の事故事例や対応事例の情報共有について御意見をいただきました。こちらは各団体から報告されたヒヤリハット事例を各市町村に共有することといたします。また、利用者負担の増加に対する支援策の検討についても御意見をいただきましたが、こちらは市町村の施策に関わる事項のため、事務局としての回答は控えさせていただきます。

最後に、国分寺市からは更新申請の簡素化について御意見をいただきました。こちらは

令和6年9月30日付の国土交通省通知を踏まえまして、次回の協議会より協議方法の変更をいたします。まず、更新登録につきましては、原則書面協議とさせていただきたいと思います。委員の皆様や申請団体の出席負担を軽減いたします。ただし、軽微な事項の変更を伴う更新登録であり、書面協議の結果、対面での協議が必要と判断された案件につきましては、従来どおり対面協議で審議することといたします。なお、新規登録と変更登録の協議方法につきましては変更ございません。従来どおりの対面協議となります。また、更新登録と併せて変更登録を申請する場合も、同様に対面協議といたします。

今回の協議方法の変更につきましては国土交通省通知の趣旨に沿ったものであり、協議 会全体の負担軽減を図るための措置でもあります。御了承くださいますようお願いいたし ます。

事務局からの報告は以上になります。

【会長】 ありがとうございました。

これに関して特に御意見ございましたら、お願いいたします。

【委員】 まず、これに関してはどういうふうに対応することになりますか。つまり、ここでこの内容と事務局の対応案を見た上で、意見を出して、それを事務局がそれぞれの市に伝えるという形を取るのでしょうか。そこをまず教えてください。

【事務局】 御質問ありがとうございます。

こちらで今、考えている方法といたしましては、今回の皆様に事前に会議資料をお配り したような形で、まずは、例えば更新のみの団体であれば、皆様に更新の資料をお送りい たします。そこで書面協議ということで判断をしていただきまして、こちらから承認とい うような、書面をこちらで用意いたしまして、承認と返ってきたら、これは更新終了とい う形を取らせていただくような感じですね。

軽微な事項の変更がある更新登録につきましては、こちらも同様に書面を送らせていただいて、そこでもし、この団体については協議が必要ではないかというところで、各委員の方から意見がありましたら、対面でという形を取らせていただきたいと思っています。

【委員】 ありがとうございます。

今、私が説明を求めたのは、例えば国分寺市の最後のほうに書かれているような意見は、 結構面倒な中身というか、ちゃんとした議題なので、ここで議論をしたことを、どういう ふうに今度フィードバックするのかということを教えていただきたいのですが。例えば小 平市のほうもそうであると思います。とても重要な問題を両方言ってくださっていると思 いますので。これに関しては会長に聞くことなのかもしれませんが。

【会長】 例えば国分寺市のところの、これは要綱を変えないといけない話なんですね。 要綱というのは26の市町村さんが、それぞれに合議やっていくものですから、ここでの皆 さんの意見が出た後、では、その文案はこうですという形で、それぞれの市町村に流して、 いい悪いという話になるんですけれども、多分、悪いにはならないんですよ。そこは事務 局が、こういうふうに国の通知で変わったので、こういうふうにしたらどうですかと、ほ かの地域でも、もう同じような変更をしていますので、それを具体例として見せていけば 多分そんなにあつれきは出ないです。

だから、小平市さんについてのこの質問についても、同じように事務局さんが市町村に 共有をして、支援策の検討については小平市さんにじかに、こういう話が出ていますよと いう話を持っていくと同時に、今日も議題の中に出ていますから、議題というか、話題の 中に出ているので、そういうことも考えてくださいねと、事務局から議事録を見せて問題 提起していくという。事務局を通じて周知徹底、それから必要な手続をしていくという流 れで考えてよろしいかと思います。

【事務局】 事務局です。補足でございます。

今、会長がお話しいただいたように、こちらの協議していただきたい事項につきましては、ここでの御協議を踏まえまして構成団体のほうに周知させていただきます。今回こちらの協議を行いまして、こういう対応を行いましたということにつきまして構成団体に報告をさせていただくのと同時に、次の第2回の会議の際には、こちらの改正に伴ったやり方で審議をしていきますという御案内をさせていただく予定となってございます。

以上です。

【委員】 分かりました。ありがとうございます。

非常に自明で、みんなが納得するであろうという案件と、非常に深遠な中身と、両方含まれていたので、私はお尋ねしました。例えば小平市の場合であれば、先ほど議論になっていたような利用者の負担増への支援策についての検討、これに関して、例えばどうしてほしいかということを1行で書くというのは、とても困難であるわけですよね。だから、国分寺市に関しても、「また」の後は運営協議会自体のスリム化、委員の人数が多過ぎ等々、私はこれも非常に内容は深遠な中身を含んでいると思います。というのは、やはりずっと国土交通省からの改正案等々を見ても、簡素化、簡素化という流れはよく分かります。それは非常に重要です。ただし、その一方で、やはり福祉有償運送独自の必要性、そこでの本来共有しなければならない問題、それから情報ですよね。知識。そういうものに関しては、やはり簡素化しちゃいけないものもあるはずで。

だから、簡単に1行で答えられるものではないものに関して、どういうふうにフィード バックするのか。でも、大体分かりました。議事録にきちんと載せていくという方向でや っていくということでよろしいでしょうか。会長さん。

以上です。

【会長】 おっしゃるとおりかと思います。実は、国分寺市さんの「また」以下の質問に対してはスルーしているんですけれども、これは今の委員のおっしゃった意見を、そのまま例えば委員会のこういう意見があったよと言って出していく。

なぜスルーしたかというと、これはできたときもそうなんですけれども、要は、利害関係者がみんなで話し合って、みんなで納得したことはみんなで守ろうよという流れだったんですね。だから、利害関係のある人たちはスリム化ではなくて、みんなで話そうという

流れなんですね。ステークホルダーという言い方がちょうどはやり始めた時期で。だから、 1つの局面に対して利害は違うかもしれないけれども、それに問題を共有する人たち、み んな出てこいと。だから、スムーズな審議かどうかということじゃなくて、そこはとこと ん話し合いましょうということなんですよね。だから、それに対して御意見はごもっとも だけれども、違うよとはもちろん言いませんけれども、まあ、そういうことかなと。

委員、御意見ありがとうございました。

こちらの運営協議会で議題にしてほしい事項等ですけれども、今の委員の話も ありますが、ちょうど皆さんのお手元に福祉有償運送運営協議会の設置要綱が多分今ある と思うんですけれども、この協議事項というところが、今、委員のおっしゃったことが、 市町村が必要と認めない限り無理という形になっていまして、これは、そもそも目的とし ては、安全の確保及び旅客の利便の確保に関する方策等を協議するために設置するという、 そもそもの目的がありますが、もう(1)では限定して対価だけみたいな形になる必要性 とか、(2)は合意の解除、(3)は認めることになるので、私の個人的な意見としては、 (2) の後に安全性の確保及び旅客の利便性の確保に関する方策に関することと。つまり 目的のことも一応ここで議論するということを入れておけば、先ほど会長がおっしゃった ことと委員がおっしゃったような形で、単純な継続審査なんかはスリム化してもいいかも しれないんですけれども、私がさっき言ったとおり、やはりこの会でないと救えない人と か、寄り添えないとか、そういうふうなことに関して、ここで1つの合意が各市町村を縛 ることにはならないんですけれども、こういうような意見が出ましたよというような形な ので、私は個人的には(2)の後、(3)の前に、まさにこの目的にある、安全の確保及 び旅客の利便性の確保に関する方策に関することというのを1行入れて、場合によっては 研修でもいいかもしれないですし、やはりこれは地域でつながっていかないと、多分5年 後ぐらいに、ひょっとしたらタクシーもドライバー人数が減っちゃって、もう西多摩地域 ではタクシーが2社、廃業しているんです。ですから、そういうような形で。今、多摩地 域のほうでも十全さんというところが、これは福祉ですごい優秀なタクシー会社がありま したが、大和交通に身売りをして。あと、東村山にあって、やっぱり福祉タクシーもやっ ていた東京交通さんが、日の丸リムジンさんのほうに身売りという形になっていて、徐々 にタクシーも体力を落としてきているという形になるので、それをNPOさんたちを救う というか、自助、共助、公助になって、最後は公助で税金で払ってねではなくて、その前 の共助の段階でどうにか食い止められるような話も、まさにこの会はそういうふうな議論 をするのに適しているのかな。

ですから、昔は協議会の前に幹事会というものがあって、それを一回スリム化している んですよね。こういう形に。ですから、そういうふうな形において、協議事項の中にそれ を入れるようなことによって、研修機能とか、こういうものをやったらいいんじゃないか というのを一応提案したいと思います。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

ぜひ今の意見、議事録だけではなくて、議事録に残すと同時に、今回の国分寺市さんから出てきたものと一緒に諮っていただいて、どうかということで。それでオーケーならば、次のときからやっていくということで、委員、よろしいですか。

【委員】 はい。

【会長】 委員もよろしいですか。ありがとうございます。

あと、1つ確認なんですけれども、新規登録と変更登録で、変更登録は、これは軽微な変更は、もう届出でいいわけだから、これは対面協議ではないという。その大前提の前でのこういう話ですよね。

【事務局】 はい。おっしゃるとおりです。

【会長】 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

(挙手する者なし)

【会長】 事務局からの報告事項について特にないということで、別件についてということでも御意見よろしいですか。大丈夫ですか。

(挙手する者なし)

【会長】 ありがとうございます。では、本日の議題は全て終了ということにいたします。 最後に、運営協議会事務局から連絡事項等があればお願いいたします。

【事務局】 会長をはじめ委員の皆様方、長時間にわたり円滑な御審議をいただきまして誠にありがとうございます。

これをもちまして本日の協議会は終了とさせていただきますが、次回につきましては令和8年、年明けでございます。令和8年の1月を予定してございますので、御多用のところ恐れ入りますが、御出席賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

これにて会議を終了とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。